韮崎市ＤＸ推進方針

韮崎市

令和５年５月

目次

1．方針の策定にあたって 1
（1）DX とは 1
（2）本市の DX が目指すもの 1
（3）本市のこれまでの取組み 2
（4）推進方針を策定する目的 3
（5）推進するうえでの課題 3
2．方針の内容 6
（1）基本方針 6
（2）取組の具体的内容 7
3．方針の推進 8
（1）位置付け 8
（2）実施期間 8
（3）推進体制 9

1. 方針の策定にあたって

（1）DX とは

DX（Digital Transformation: デジタルトランスフォーメーション）は、**デジタル技術を活用して、ものごとの仕組みを変革すること**を意味します。

近年はインターネット環境の整備、機器の高性能化・小型化・低コスト化、それに伴うソフトウェア技術が進展し、特にスマートフォンの普及による影響は大きく、誰もが簡単にデジタル技術によるサービスの恩恵を受けられるようになりました。

例として、オンラインでサービスの予約・決済や新型コロナワクチン接種の予約ができること、また、企業においてはテレワークやリモート会議による働き方改革が進んだことなどが挙げられ、デジタル技術の発展以前には考えられなかった社会の変革（DX）が起こっています。

このような社会の動きを受け、自治体においても DX による変革が求められており、**行政にもさらなる DX を取り入れることが不可欠です**。

（2）本市の DX が目指すもの

「市民と職員のゆとり化」による行政サービスの向上

本市においては、DX によって市民の利便性を向上させること、また、職員の業務効率化により生まれる人的資源を行政サービスに投入するという「市民と職員のゆとり化」により、行政サービスの向上を目指します。

各計画に沿ったまちづくりの質の向上

DX は、まちづくりとも密接に関わってきます。DX を取り入れて、各計画に沿ったまちづくりの質の向上を目指します。

手段としての DX

上記「行政サービスの向上」「まちづくりの質の向上」を達成するための手段として、DX 関連サービスの導入を検討・実施し、システムを導入することが目的とならないように注意します。

（3）本市のこれまでの取組み

本市では、これまでも DX に関連し様々な施策に取り組んできましたが、主に特定の業務に関する施策が中心となっており、今後は組織横断的な取組みも必要です。

2019（令和元）年度以降に取り組んできた DX 関連施策

年度	項　目	内　　容
2019（R1）	にらさき防災・行政ナビの導入	スマートフォンアプリ上で、災害・防災・行政情報の受信、災害時の被害状況等の情報共有など。
	非常災害時職員参集アプリの導入	にらさき防災・行政ナビを活用し、非常時の職員個々の参集状況の把握や人数の集計など。
	学校給食費の公会計化	教員の負担を軽減するため、公会計化システムを導入。
	AI を活用したデータ分析	AI による特定健診対象者の特定。
	電子申請サービスの充実	随時、電子申請ができるサービスを拡充し、現在 14 項目を提供。 （がん検診、新型コロナウイルス検査キットの申込、職員採用試験の申込等）
2020（R2）	ニーラ子育て支援アプリの導入	子どもの成長管理、予防接種や子育てに関する情報などを提供。
	校務支援システムの導入	教職員の業務の効率化と負担軽減を図るため、統合型校務支援システムを導入。
	デジタル化推進プロジェクト会議の設置	若手職員等によるデジタル化を推進するための組織。
	WEB 版ハザードマップの公開	水害・土砂災害の危険性がある地域等の情報を、ウェブサイト上で確認できるサービス。
	テレワークの導入	職員の働き方改革の一環として、テレワークを導入。
2021（R3）	キャッシュレス決済の導入	利便性の向上を図るため、証明書等発行手数料や上下水道料の納付にキャッシュレス決済を導入。
	電子納税の導入	納税者の利便性の向上と納付方法の拡大を図るため、スマホ収納を導入。
	人事管理システムの導入	業務の効率化を図るため、人事評価制度等におけるオンライン（カオナビ）による運用。
2022（R4）	グリーンロッジ予約サイトの導入	利用者の利便性の向上を図るため、モンベルの予約サイトを活用。
	WEB 版手続きガイドの公開	出生・死亡に関する手続きや持ち物をウェブサイト上で確認できるサービス
	書かない窓口システムの導入	死亡時の手続きに必要な書類（重複する項目）を何度も書かずに済む、おくやみ窓口を設置。
	保育業務支援システムの導入	保護者への連絡、記録等をアプリ化し、保育士と保護者の負担を軽減。
	放課後児童クラブ申請システムの導入	利便性の向上を図るため、入会等の手続きをウェブサイトでできるサービス。
—	証明書のコンビニ交付 2011(H23)から随時拡充	コンビニにおいて、マイナンバーカードを用いて住民票・印鑑証明・戸籍の交付。

（4）推進方針を策定する目的

これまでの取り組みの中で、DX の推進には以下のような問題がありました。

- DX は対象となる分野が幅広く規模も様々であり、DX の推進に対する組織としての考え方や取り組みの指針が明文化されていない。

↓

- 明文化されていないため、組織として何をやるべきかが曖昧で考え方が統一されておらず、共通認識がない。

↓

- 共通認識がないため、サービスの導入において部署間の調整や確認に時間がかかってしまう。

したがって、これらの問題を解決するために、

- **DX に関する考え方や取り組みを明文化する**
- **全庁的な職員の共通認識とする**
- **サービス導入に向けてスピード感を持って取り組めるようにする**

ことを目的として、DX 推進方針を策定します。

（5）推進するうえでの課題

前述のとおり、システムの導入自体が目的とならないように注意しながら DX を推進していく必要があります。

そのためには、以下のことが課題として挙げられます。

1　DX 人材の確保・育成

DX の導入について技能を持つ人材が必要です。一般的には「DX 人材」と言われていますが、本市においては、具体的に次のとおり定義し、このような人材の確保や育成を行うことが重要です。

（1-1）現場業務と庁舎内システムに理解が深い人材

既存システムとの兼ね合い等、導入の際に問題点の洗い出しができることと、導入において現場との調整役として強みを発揮します。

情報システム部門の担当者で、可能であれば情報システム部門以外の経験もあることが望まれます。長期的に取り組むことができる組織内部の人材が適切であると考えられます。

（1-2）DX 関連のサービスの知見と組織の問題発見能力に秀でた人材

日々新しく生まれ、変化し続ける DX 関連のサービスについて造詣が深く、それを自組織内が抱えている問題を解決する手段として結び付けて考えることができる人材が望まれます。

特に、自組織で抱えている問題については自組織内の人員では発見できないことがあるため、組織外部の人材やアドバイザー等の活用も適切であると考えられます。

2　組織の体制づくり

（2-1）部署間の連携と意識合わせ

- なぜそのシステムを導入するのか
- どうすればそのシステムを最大限に活用できるか
- システム導入による既存業務への影響は何があるか

等、関係部署が連携し、意識を合わせておくことが大切です。

（2-2）抵抗感、負担感の軽減

既存の仕組みを変えて新しく何かを始めることに対する抵抗感や負担感を減らす工夫が必要です。

経済産業省が公開している DX レポート２(*)には、次のとおり記載があります。ビジネスを主眼としていますが、行政組織にも有用な考え方ですので引用します。

> DX の推進にあたっては、経営層、事業部門、IT 部門が協働してビジネス変革に向けたコンセプトを描いていく必要がある。
>
> しかし、そもそも DX とはどういうもので、自社のビジネスにどのように役に立つか、どのような進め方があるのか等について最低限の共通理解がなければ議論を進めることができない。
>
> すなわち、DX を推進する関係者の間で基礎的な共通理解を初めに形成することが必要である。
>
> デジタルを用いたビジネス変革には、経営層の課題をデータとデジタル技術を活用していかに解決していくかという視点と、デジタルを活用することで可能となるまったく新たなビジネスを模索するという２つの視点がある。
>
> 前者の視点は経営層や事業部門が、後者の視点についてはデジタル技術に詳しい IT 部門が、互いに業務変革のアイディアを提示し、仮説検証のプロセスを推進していくことが求められる。

IT 部門が既存の業務システムを管理するだけの役割にとどまっている例も聞かれるが、こうした対話がスムーズに実現できるためには、IT 部門が経営層や事業部門と対等な立場で議論できるようマインド・環境を経営層が変えていく必要がある。

また、関係者間での協働を促すためにも、アジャイルマインド（俊敏に適応し続ける精神）や、心理的安全性を確保すること（失敗を恐れない・失敗を減点としないマインドを大切にする雰囲気づくり）が求められる。

---

*）経済産業省.“デジタルトランスフォーメーションの加速に向けた研究会の中間報告書”p.19. 経済産業省ウェブサイト. 2020. https://www.meti.go.jp/press/2020/12/20201228004/20201228004.html（参照 2023-04-20）

2.方針の内容

（1）基本方針

国が示した「自治体 DX 推進計画」では、「自治体 DX の重点取組事項」及び「自治体 DX の取組みとあわせて取り組むべき事項」として、以下の項目を掲げています。

1 国が掲げる自治体 DX の重点取組事項

項番	取組事項
1-(1)	**自治体情報システムの標準化・共通化** 2025（令和 7）年度までに基幹系 20 業務システムを標準準拠システムへ移行
1-(2)	**マイナンバーカードの普及促進** ほぼ全国民に行き渡ることを目指し申請・交付を促進
1-(3)	**自治体の行政手続のオンライン化** 住民に身近な 31 手続をマイナポータルでオンライン手続可能に
1-(4)	**自治体の AI・RPA の利用推進** (1)・(3)による業務見直しなどに併せ導入・活用を推進
1-(5)	**テレワークの推進** (1)・(3)による業務見直しなどに併せ導入・対象業務を拡大
1-(6)	**セキュリティ対策の徹底**

2 国が掲げる自治体 DX の取組みとあわせて取り組むべき事項

項番	取組事項
2-(1)	**デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化**
2-(2)	**デジタルデバイド（情報格差）対策**
2-(3)	**デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し**

また、DX によって自治体の内部業務を効率化し、効率化によって生まれる人的資源を行政サービスの向上に投じることが重要であり、国の推進計画に掲げられている AI・RPA の利用やテレワーク以外にも、内部業務の効率化に努めることが必要です。

したがって、本市では、国の「自治体 DX 推進計画」で掲げられている項目に加え、**「3　内部業務の効率化」**を含めた項目を基本方針とします。

（2）取組の具体的内容

基本方針の事項に沿った具体的な取組内容は、次のとおりです。

なお、この内容については令和４年度デジタル化推進プロジェクトの検討を基に作成されたのもので、年々変化する社会の動向や新たなデジタルサービスの登場を踏まえ、**取組み内容の追加や見直しを適宜実施**します。

項番	基本方針	取組事項	内容	最終目標時期
1-(1)	**自治体の情報システムの標準化・共通化**	基幹系業務システムの標準化への対応	2025年度（令和7年度）末までに国が定める標準仕様に準拠したシステムへの移行が必要のため、現行システムの調査、標準仕様との比較、運用の検討（Fit&Gap分析）、移行スケジュールの作成など、円滑に移行ができるように取り組む。	2025（R7）
1-(2)	**マイナンバーカードの普及促進**	図書館利用カードのマイナンバーカード統合化検討	図書館利用カードをマイナンバーカードに統合することによる利便性の向上や付加サービスについて検討する。	2026（R8）
		マイナンバーカードとスマートフォンを用いた通知システムの検討	マイナンバーカードとスマートフォン所有者に対して、行政が発行する通知をプッシュ通知で受け取れるシステムの導入を検討する。	2026（R8）
		書かない窓口システムの検討	マイナンバーカードから情報を読み取り、住民による申請書等への記入を省略できるシステムの導入を検討する。	2026（R8）
		公共交通利用システムの検討	マイナンバーカードを利用して、公共交通利用者への助成・精算・集計できるような、業務の効率化や利用状況データ収集ができるシステムの導入を検討する。	2026（R8）
1-(3)	**自治体の行政手続のオンライン化**	行政手続きの電子申請受付の拡充	電子申請システムを利用した行政手続きの受付の拡充を推進する。	2023（R5）
		公共施設予約システムの導入	インターネット上で公共施設の予約や利用料金の決済ができるシステムの導入を実施する。	2023（R5）
1-(4)	**自治体のAI・RPAの利用推進**	AI・RPAによる業務効率化の検討	AI・RPAによって省力化が期待できる庁内業務を洗い出し、費用対効果が見込めるものについて検討する。	2026（R8）
1-(5)	**テレワークの推進**	テレワークシステムの導入と運用の検討	庁内の現行システムやセキュリティを考慮しながら、テレワークが可能となるようなシステムの導入や運用方法について検討する。	2026（R8）
1-(6)	**セキュリティ対策の徹底化の促進**	年々の動向に応じた適切なセキュリティ対策の実施	本市の業務形態や、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の更新に合わせ、当市のセキュリティ対策の見直しを適宜実施する。また、ガバメントクラウドの活用を想定したセキュリティ構成を検討する。	2026（R8）
2-(1)	**デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化**	健康ポイント事業のデジタル化の検討	健康ポイント事業を健康管理アプリと連動するようにデジタル化し、アプリで集約したデータを分析することで、将来的な疾病予防・医療費削減につなげる施策を検討する。	2024（R6）
2-(2)	**デジタルデバイド対策**	デジタル推進民生委員の育成	地域に密着した民生委員のように、デジタル機器の活用方法等について相談に乗ってくれる人員づくりを推進する。	2024（R6）
2-(3)	**デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し**	条例・規則等の点検・見直し	今後、デジタル庁やその他団体が公表するマニュアル等や国における取組状況を参考にしながら、条例・規則等の点検・見直しを実施する。	2026（R8）
3	**内部業務の効率化**	内部事務システムの電子決裁化	文書管理システム、財務会計システムについて、電子決裁の仕組みを導入して、業務の効率化を推進する。 文書管理システムについては令和5年度中に実施予定。	2026（R8）

※　最終目標時期によらず、随時検討を実施します。

3.方針の推進

（1）位置付け

DX の推進を単独で考えるのではなく、**国の推進計画、本市の総合計画・総合戦略・行革大綱と合わせた方針**として位置付けます。

2019（令和元）年度から取組みを進めている「第 7 次韮崎市総合計画」を**デジタル化の面から下支え**し、総合計画に掲げる将来像「すべての人が輝き幸せを創造するふるさと にらさき」を、より質の高いものにすることを目指します。

また、総合計画、「第 2 期韮崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び今年度策定予定の「（仮称）デジタル田園都市国家構想総合戦略」を、経営面から下支えする「第 5 次韮崎市行政改革大綱」とも**相互連携**を図っていきます。

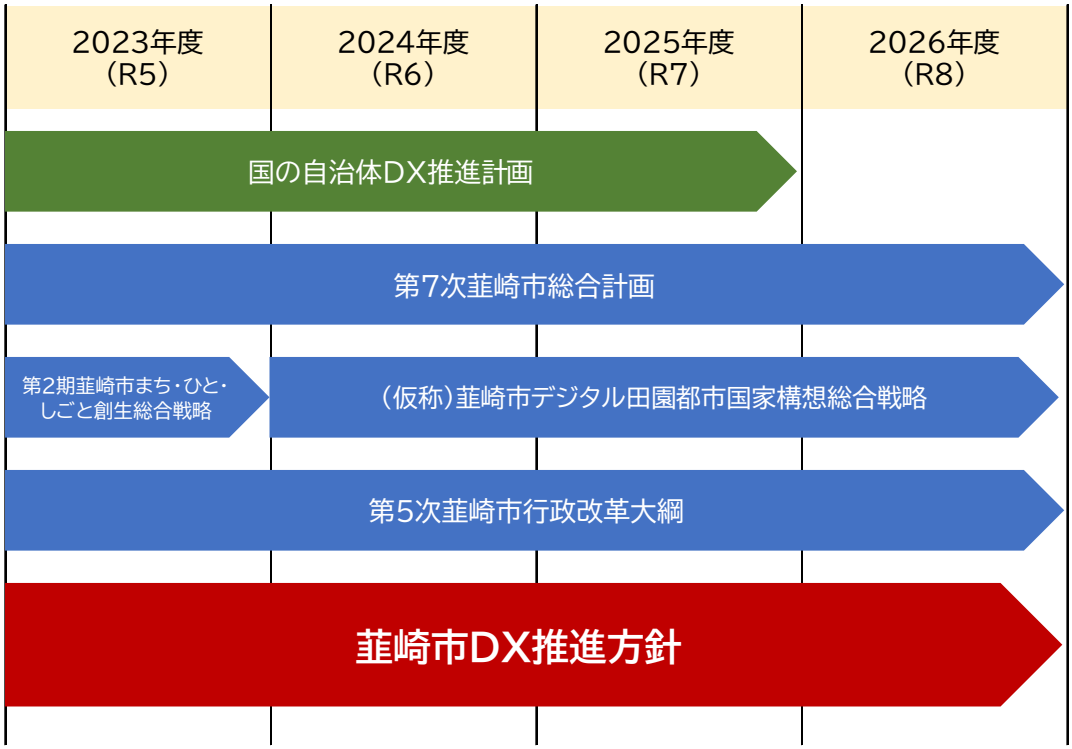

（2）実施期間

本方針は、国が示した「自治体 DX 推進計画」を背景に、本市が策定している他の計画等と連携を図るため、**実施期間を 2023（令和 5）年度から 2026（令和 8）年度まで**とします。

（3）推進体制

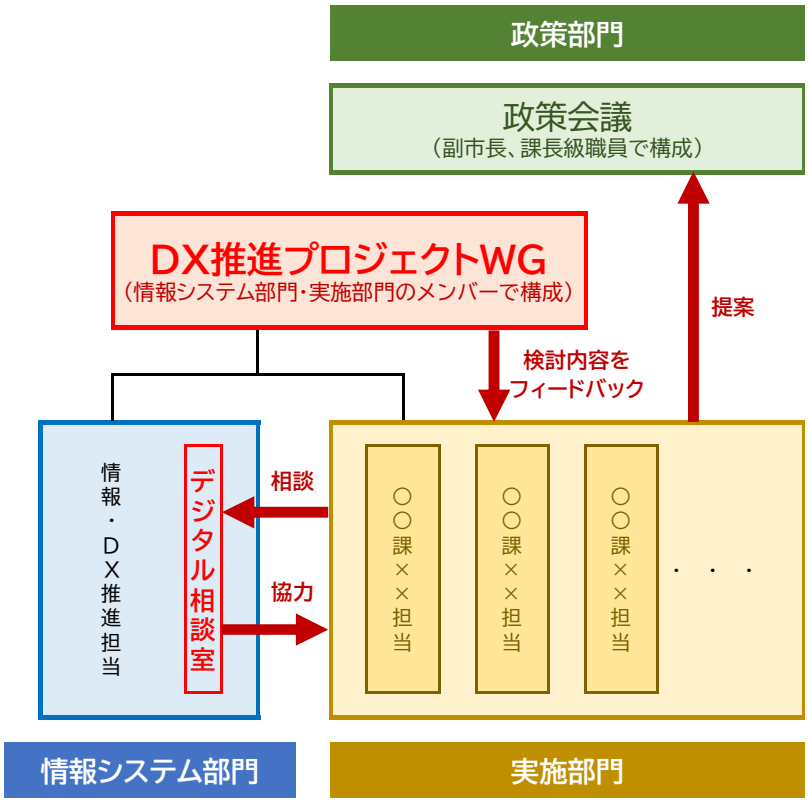

1 各部門の役割を明確化した連携・協力体制

本方針を推進するためには、情報システムの管理部門だけでなく、課題を身近に感じている各実施部門（DX 関連サービスを導入する現場）が主体的に取り組みながら、全体を統括する政策部門とも連携・協力していくことが必要不可欠です。

2 DX推進プロジェクトワーキンググループの設置

情報システム部門と実施部門の人員で構成する DX 推進プロジェクトワーキンググループを設置します。

ワーキンググループで調査・研究した検討内容を実施部門にフィードバックし、実施部門から政策部門に提案し、協議する体制を設けます。

3 デジタル相談室の設置

既存の仕組みを変えて、新しく何かを始めることに対する心理的な負担を減らす工夫が必要です。

そのため、情報システム部門内に**デジタル相談室**を設け、新しくシステムを導入したい場合や既存の情報システムの運用方法など、各部門からのデジタルに関することの相談・協力・支援を行います。